

義務付け・枠付けによる見直しについて(第2次一括法)

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No		根拠法令	条例委任事項	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
1	第2次一括法	社会教育法	公民館運営審議会の委員の基準	社会教育課		
2	第2次一括法	図書館法	図書館協議会の委員の基準	図書館		
3	第2次一括法	博物館法	博物館協議会の委員の基準	社会教育課	該当なし。	該当なし。
4	第2次一括法	水道法	監督業務を行う技術者の資格基準等	上下水道課		
5	第2次一括法	介護保険法	地域密着型介護老人福祉施設の指定基準 入所定員等	町民課	地域の実情に応じた基準の設定(特養居室定員1人・2人を1人・2人・2人以上4人以下まで緩和する)。	以前から市町村が許認可権を持っていたため、手続の効率化につながっていない。
6	第2次一括法	道路法	駐車場の標識の表示基準等	ふるさと整備課	地域の実情に応じた基準の設定(積雪地域に応じた基準の設定が可能となった)。	
7	第2次一括法	都市公園法	都市公園の配置・規模の技術的基準等	ふるさと整備課	地域の実情に応じた基準の設定(住民1人あたりの公園面積は、現状を踏まえて国基準より高い設定とした等)。	基準の条例化作業による業務負担増に見合った効果について疑問がある(法での規制で十分でないか)。
8	第2次一括法	駐車場法	駐車料金等の標識の基準	ふるさと整備課	該当なし。	該当なし。
9	第2次一括法	下水道法	公共下水道の構造の技術上の基準等	上下水道課	地域の実情に応じた基準の設定(終末処理場の部分を削除して制定)。	下水道整備がほぼ完了しているため、見直しの効果が実感できていない。
10	第2次一括法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	道路の構造に関する基準、特定公園施設の設置に関する基準	ふるさと整備課	職員の意識向上(施設設置・回収にあたっての設置基準への配慮意識の強化)	基準の条例化作業による業務負担増に見合った効果について疑問がある(法での規制で十分でないか)。
11	第2次一括法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格	生活環境課	該当なし(豊栄郷清掃施設処理組合で制定)。	該当なし(豊栄郷清掃施設処理組合で制定)。
12	第2次一括法	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準等	産業観光課	該当なし。	該当なし。
13	第2次一括法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅の入居基準等	ふるさと整備課	該当なし。	該当なし。
14	第2次一括法	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅の入居基準等	ふるさと整備課	該当なし	該当なし